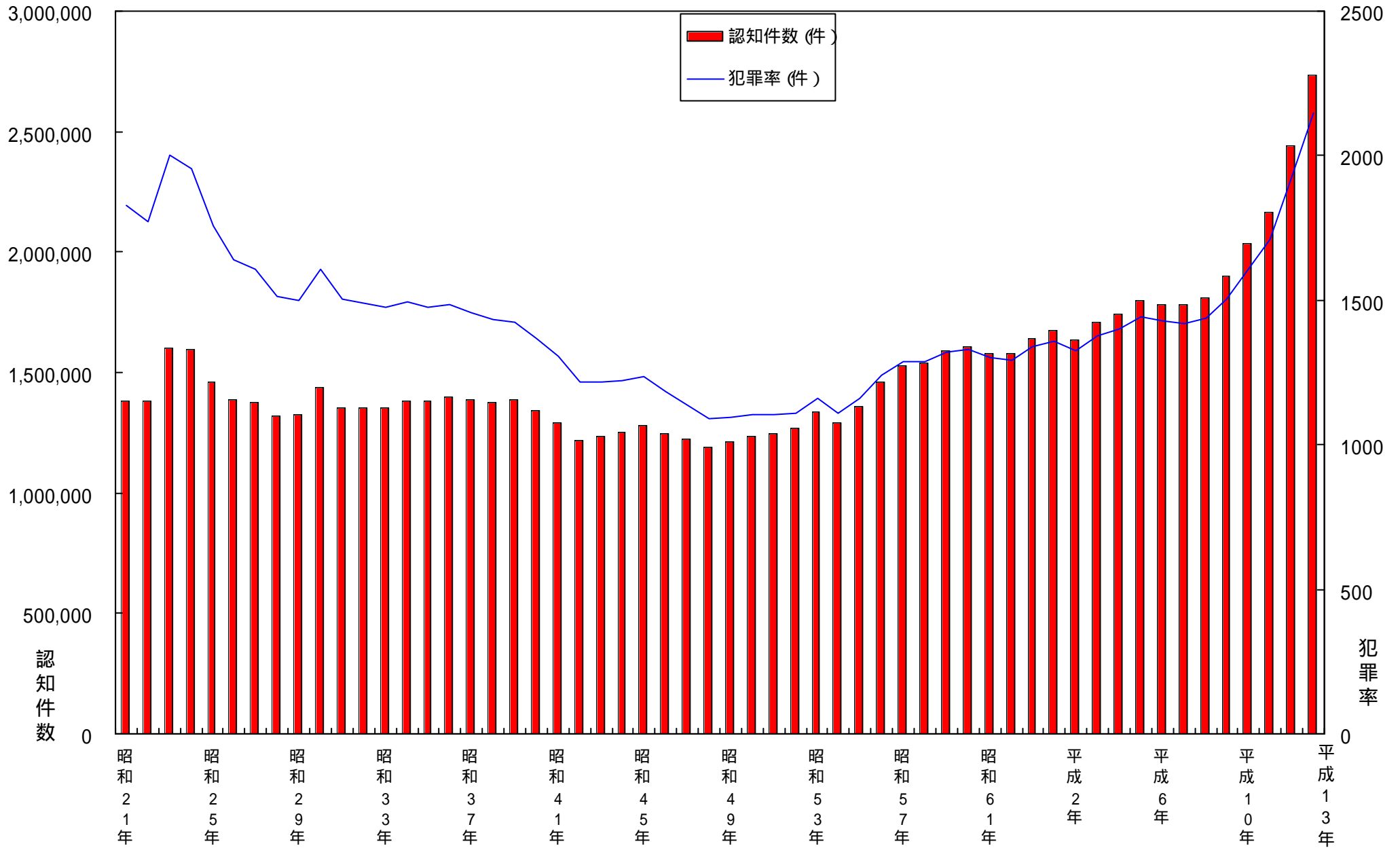


政策の名称	1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化 (1) 重要事犯に対する捜査体制の強化 ・警察総合捜査情報システムの整備												
政策の内容・目的	限られた警察力をより効率的に運用するため、警察総合捜査情報システムの整備により、捜査に関わる各業務を統合し、業務の合理化、自動化を図るとともに、各種情報を有機的に結合させ多角的な活用を推進する。												
必要性	<p>【公益性】 捜査に関わる業務の省力化、効率化が実現することで、より多くの捜査力の確保が可能となり、悪化する犯罪情勢への的確な対応が図られる。</p> <p>【官民の役割分担】 犯罪捜査に関する施策であり、警察が担うべきである。</p> <p>【国と地方の役割分担】 本システムは、国庫支弁の対象である犯罪統計及び犯罪手口業務の合理化及びこれらの業務に関する情報の有機的な結合を根幹とするシステムであることから、国費により整備を図るものである。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 犯罪捜査に関する施策であり、民営化等は不可能である。</p> <p>【緊急性の有無】 刑法犯の認知件数の増加等に伴い、捜査に関する各書類作成量も増えているが、各書類間の記載事項には重複項目が多いなどの合理性を欠いていること等から、捜査員の負担が増大している。 また、現在、犯罪統計、犯罪手口、事件管理、事件捜査等に係る各種情報は個別に管理・活用されており、系統的な分類・蓄積及び共有化がなされていないことから、情報の検索、犯罪発生状況の分析等が容易ではなく、また、各種情報を照合する必要がある事件管理等においても合理性を欠いており、弊害を生じている。 かかる状況から、捜査に関わる業務の合理化、各種情報の有機的な結合を図るシステムを緊急に構築する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 スタンドアローン端末用の「捜査管理システム用ソフトウェア」開発（平成13年度事業）（警察総合捜査情報システムは、当該ソフトウェアをネットワーク対応に発展させた機能を有する。）</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 刑法犯の認知件数の増加等に伴い、捜査に関する各書類作成量も増えていることなどから、捜査に関わる業務の合理化、各種情報の有機的な結合を図るシステムを構築する必要があり、廃止、休止することはできない。</p>												
達成効果等	<p>【今後見込まれる効果】 事件情報の検索、犯罪発生状況の分析等の情報の多角的な活用により、効率的な捜査活動が図られる。 各書類の作成等に係る業務の省力化が図られる。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本システムを導入したとき。</p>												
予算額	<table border="0"> <tr> <td>【前年度予算額】</td> <td>585,139 千円</td> </tr> <tr> <td>【平成15年度要求額】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 情報処理業務庁費</td> <td>62,901 千円</td> </tr> <tr> <td>2 警察通信機器整備費</td> <td>451,069 千円</td> </tr> <tr> <td>3 電算機借料</td> <td>989,645 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td>1,503,615 千円</td> </tr> </table>	【前年度予算額】	585,139 千円	【平成15年度要求額】		1 情報処理業務庁費	62,901 千円	2 警察通信機器整備費	451,069 千円	3 電算機借料	989,645 千円	合計	1,503,615 千円
【前年度予算額】	585,139 千円												
【平成15年度要求額】													
1 情報処理業務庁費	62,901 千円												
2 警察通信機器整備費	451,069 千円												
3 電算機借料	989,645 千円												
合計	1,503,615 千円												
効率性	<p>【代替的手段の有無】 捜査に関わる業務の合理化、各種情報の有機的な結合を図るためには、システム化を推進することが不可欠であり、かかる状況から本システムの整備が最も効率的であり、代替的手段は無い。</p> <p>【他の事業との連携】</p>												

	<p>GIS を活用した犯罪情報地理分析システムの構築に警察総合捜査情報システムの整備が不可欠である。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】</p> <p>平成 14 年度に警察庁と各都道府県本部にサーバー及び端末装置を整備することとしており、平成 15 年度要求において各警察署に犯罪統計業務用・犯罪手口業務用端末を整備するものである。</p> <p>平成 15 年度にシステムの導入、警察署への機器の整備等を行うことにより生じる効果として、事件情報の検索、犯罪発生状況の分析等の情報の多角的な活用により、よう撃捜査等の効果的な実施による犯罪の検挙の増加、各書類の作成等に係る業務の省力化が図られることが挙げられるが、いずれも数量的に明確な効果を算出することが困難である。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>なし。</p>		
<p>その他</p>			
<p>政策所管課</p>	<p>刑事企画課</p>	<p>評価実施時期</p>	<p>平成 14 年 8 月</p>

刑法犯認知件数及び犯罪率の推移 (昭和21年～平成13年)



注) 犯罪率とは、人口10万人あたりの認知件数をいう。

侵入盗犯 (身柄付)における捜査書類作成状況の調査結果

1 総数

	本件		余罪		合計	
	昭和 53年	平成 10年	昭和 53年	平成 10年	昭和 53年	平成 10年
書類本数	898	1539	1083	955	1981	2494
丁数	2680	5871	3120	3237	5800	9108

2 送致件数 1件当たりの平均

	本件		余罪		合計	
	昭和 53年	平成 10年	昭和 53年	平成 10年	昭和 53年	平成 10年
書類本数	16.0	42.8	4.2	16.2	6.3	26.3
丁数	47.9	163.1	12.2	54.9	18.6	95.9

注 1) 警察署 4署を選定し、昭和53年、平成10年のそれぞれ上半期(1月～6月)に刑事課において侵入盗を本件として被疑者を逮捕し、送致した事件(共犯事件を除く。)を抽出し、書類作成状況をとりまとめたものである。

注 2) 調査対象警察署 4署で、昭和53年は本件56件・余罪256件、平成10年は本件36件・余罪59件を送致した。